

○農林水産省告示第百一号

種苗法（平成十年法律第八十二号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第二項及び第二十二条の二第二項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和四年一月十日

農林水産大臣 金子原一郎

1 (1) 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第28825号 令和3年12月24日	Saccharum L.	はるのおうぎ	25	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター 茨城県つくば市大わし1番地1	令和元年7月4日

(2) 登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省輸出・国際局知的財産課に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。)

2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第28825号 令和3年12月24日	Saccharum L.	はるのおうぎ	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター 茨城県つくば市大わし1番地1	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。